

令和8年度 独立行政法人農業者年金基金 調達等合理化計画

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づき、独立行政法人農業者年金基金は、事務・事業の特性を踏まえ、PDCAサイクルにより、公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組むため、令和8年度独立行政法人農業者年金基金調達等合理化計画を以下のとおり定める。

1. 令和7年度の調達の実績と要因

当基金における令和7年度の契約状況について、契約件数は少額随意契約を除き25件、契約金額は6.7億円であった。令和6年度と比較して件数が減少している主な要因は、事務所移転に要する契約が終了したためである。

(1) 競争性のない随意契約の実績

競争性のない随意契約は6件、契約金額は0.7億円であり、目標としている前中期目標期間の平均8件以下となったため目標を達成した。

表1 令和7年度の農業者年金基金の調達全体像

(単位:件、億円)

|              | 前年度(R6)         |                   | 当年度(R7)         |                  | 比較増△減(対前年度)       |                     |
|--------------|-----------------|-------------------|-----------------|------------------|-------------------|---------------------|
|              | 件数              | 金額                | 件数              | 金額               | 件数                | 金額                  |
| 競争入札等        | ( 63.4 %)<br>26 | ( 86.9 %)<br>18.8 | ( 76.0 %)<br>19 | ( 89.6 %)<br>6.0 | ( △26.9 %)<br>△7  | ( △68.0 %)<br>△12.8 |
| 企画競争・公募      | ( 2.4 %)<br>1   | ( 0.4 %)<br>0.1   | ( - %)<br>0     | ( - %)<br>-      | ( △100.0 %)<br>△1 | ( △100.0 %)<br>△0.1 |
| 競争性のある契約(小計) | ( 65.9 %)<br>27 | ( 87.3 %)<br>18.9 | ( 76.0 %)<br>19 | ( 89.6 %)<br>6.0 | ( △29.6 %)<br>△8  | ( △68.2 %)<br>△12.9 |
| 競争性のない随意契約   | ( 34.1 %)<br>14 | ( 12.7 %)<br>2.8  | ( 24.0 %)<br>6  | ( 10.4 %)<br>0.7 | ( △57.1 %)<br>△8  | ( △74.5 %)<br>△2.0  |
| 合 計          | ( 100 %)<br>41  | ( 100 %)<br>21.7  | ( 100 %)<br>25  | ( 100 %)<br>6.7  | ( △39.0 %)<br>△16 | ( △69.0 %)<br>△15.0 |

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2) 各計数欄の括弧書きは、当該年度の合計件数・金額に占める割合である(ただし、(注3)を除く。 )。

(注3) 比較増△減欄の括弧書きは、増減率である。

(注4) 少額随意契約は計上対象外である。

(2) 競争性のある契約のうち一者応札・応募の実績

競争性のある契約は19件、契約金額は6.0億円であり、そのうち一者応札・応募は9件、契約金額は1.3億円であり、目標としている前中期目標期間の平均7件を超過し、目標を達成しなかったが、特殊なシステム関係の案件(2件)を除くと7件となり、目標件数以下となる。

表2 令和7年度の農業者年金基金の二者応札・応募状況

(単位:件、億円)

|      |    | 前年度(R6)      | 当年度(R7)     | 比較増△減(対前年度)    |
|------|----|--------------|-------------|----------------|
| 2者以上 | 件数 | 17 (63.0%)   | 10 (52.6%)  | △7 (△41.2%)    |
|      | 金額 | 0.8 (4.0%)   | 4.7 (78.3%) | 4.0 (522.1%)   |
| 1者   | 件数 | 10 (37.0%)   | 9 (47.4%)   | △1 (△10.0%)    |
|      | 金額 | 18.2 (96.0%) | 1.3 (21.7%) | △16.9 (△92.8%) |
| 合 計  | 件数 | 27 (100%)    | 19 (100%)   | △8 (△29.6%)    |
|      | 金額 | 18.9 (100%)  | 6.0 (100%)  | △12.9 (△68.2%) |

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2) 合計欄は、競争性のある契約(競争入札、企画競争、公募)の合計である。

(注3) 各計数欄の括弧書きは、当該年度の合計件数・金額に占める割合である(ただし、(注4)を除く。)

(注4) 比較増△減欄の括弧書きは、増減率である。

## (3) 二者応札・応募が目標件数を超過した主な要因

特殊なシステム関係の案件(2件)については、マイナンバーを扱うシステムに係る業務であり、対応できる業者が限られていたためである。

1件目は、現在一般的ではないプログラミング言語を用いて、昭和40年代の開発当初より改修し続けて使用している農業者年金記録管理システムとマイナンバーを扱うシステムの情報連携に関わる業務であるため、農業者年金記録管理システムを熟知した既存の契約業者でないと対応が難しいという性質がある。

2件目は、マイナンバーを扱う既存の情報連携システム機器(サーバ)を一部更改するもので、既存機器を熟知した既存の契約業者でないと対応が難しいという性質がある。

## (4) 調達に関するガバナンスの実施

随意契約案件について、当基金に設置した契約審査委員会の審査を受けるとともに、職員へ適正な調達手続きについて研修を実施した。

## (5) 政府全体で進められている諸施策に沿った取組の実施

官公需に関する価格転嫁・取引適正化の取組として、発注に当たって作成する予定価格へ最新の実勢価格を反映させるなど、政府全体で進められている諸施策に沿った取組を実施した。

## 2. 重点的に取り組む分野

今後の調達等においては、上記1の実績と要因を踏まえ、以下の取組を実施することで、更なる競争性・透明性の確保に努めるとともに、経費の削減を目指す。

## (1) 従来から取り組んでいること

ア 入札等における公告期間の十分な確保

イ 業務準備期間・履行期間の十分な確保

ウ 入札参加業者の掘り起こし

エ 応募要件・仕様書の内容等の見直し

令和5年度から入札参加辞退者より提出された意見を聴取・分析するための「辞退届兼改善アンケート」の改善意見等を基に、公告期間や履行期間の見直し、入札参加者の掘り起こし、応募要件の緩和や仕様書の内容等の見直しなどをまとめた「一者応札・応募改善シート」を当基金において作成し、次回の入札時に反映させることとしている。令和7年度において、前回調達時に一者応札であった案件のうち2件は複数応札へと改善された。

オ 仕様書等の電子配布

仕様書等を当基金ホームページに掲示する。

カ 発注予定の事前公表

4月及び10月に、その時点で判明している入札案件を当基金ホームページに掲示する。

キ オープンカウンター方式の活用

少額随意契約によることができる基準額の範囲内のものであっても50万円を超えるものについては、原則当基金ホームページに仕様書等を掲示し広く見積もりを募る。

ク 政府全体で進められている諸施策に沿った取組の推進

官公需に関する価格転嫁・取引適正化の取組として、発注に当たって作成する予定価格へ最新の実勢価格を反映させるなど、政府全体で進められている諸施策に沿った取組を推進する。

## (2) 令和7年度において更に取り組んだこと

一者応札・応募となった案件については、「辞退届兼改善アンケート」の分析を丁寧に行い、「一者応札・応募改善シート」を一層実効性のある内容となるよう業務担当部署と調達担当部署とが連携して対応した。

### 【評価指標】

- ・競争性のない随意契約の件数及び一者応札・応募件数について、前中期目標期間の件数の平均以下とすることとし、随意契約は8件以下、一者応札・応募は7件以下とする。
- ・(1)、(2)について継続的な取組を行う。

## 3. 調達に関するガバナンスの徹底

### (1) 随意契約に関する内部統制の確立

少額随意契約を除く随意契約案件については、契約締結前に、契約審査委員会に付議し、会計規程における「随意契約によることができる事由」との整合性や、より競争性のある調達手続きの実施の可否の観点から審査を受ける。

【評価指標】

随意契約案件について適切な審査を受ける。

(2) 不祥事の発生の未然防止・再発防止のための取組

令和5年12月14日に作成した談合情報対応マニュアルを含め、職員研修等を行い、職員へ適正な調達手続きの周知徹底を図る。

【評価指標】

適正な調達手続きについて研修を実施する。

4. 自己評価の実施

調達等合理化計画の自己評価については、各事業年度に係る業務の実績等に関する評価の一環として、原則、年度終了後に実施し、自己評価結果を主務大臣に報告し、主務大臣の評価を受ける。主務大臣による評価結果を踏まえ、その後の調達等合理化計画の改定・策定等に反映させるものとする。

5. 推進体制

(1) 推進体制

本計画に定める各事項を着実に実施するため、総務担当理事を委員長とする契約審査委員会を活用し、調達等合理化に取り組むものとする。

委員長            総務担当理事

委員長代理      業務担当理事

委員              企画調整室長、総務部長、業務部長、資金部長、法令担当審理役、  
数理役、デジタル統括アドバイザー

(2) 契約監視委員会の活用

監事及び外部有識者によって構成する契約監視委員会は、当計画の策定及び自己評価の際の点検を行うとともに、その審議概要を公表する。

6. その他

調達等合理化計画及び自己評価結果については、当基金ホームページにて公表するものとする。なお、計画の進捗状況を踏まえ、新たな取組の追加等があった場合には、調達等合理化計画の改定を行うものとする。